



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○振興局長委任規則の一部改正

所管課(室)名

新 行 政 推 進 室

規 則

振興局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県規則第258号

振興局長委任規則の一部を改正する規則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(所管区域における委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。</p>	<p>(所管区域における委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。</p>

略

土木関係事項

- (1) 略
- (2) 長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。次号から第9号までにおいて「条例」という。）第5条及び第6条第3項の規定による許可及び第9条第3項の規定による許可の期間の更新に関する事。
- (3)～(10) 略
- (11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。次号から第18号までにおいて「法」という。）第62条第1項の規定による審議会の招集に関する事（付議事項を除く。）。
- (12)～(19) 略
- (20) 道路法（昭和27年法律第180号。次号から第26号までにおいて「法」という。）第24条の規定による道路管理者以外の者の行う工事の施行承認に関する事。
- (21)～(27) 略
- (28) 港湾法（昭和25年法律第218号。以下この号から第33号までにおいて「法」という。）第37条及び第56条の規定による港湾区域内等における工事等の許可及び協議並びにこれらの許可に伴う占用料及び土砂採取料の徴収に関する事。ただし、工事の費用を国が負担し、又は補助した新設に係るもので、法第46条の規定による認可若しくは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による承認を要するものにあつては、それらの手続を経たものに限る。
- (29)～(34) 略
- (35) 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下次号から第47号までにおいて「条例」という。）第5条、第7条第2項、第10条及び第20条の規定による許可に関する事。
- (36)～(47) 略
- (48) 海岸法（次号から第52号までにおいて「法」という。）第7条及び第37条の4の規定による占用の許可に関する事。
- (49)～(53) 略
- (54) 長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号。次号から第58号までにおいて「条例」という。）第3条第1項及び第2項の規定による占用又は採取の許可及び変更の許可に関する事。
- (55)～(58) 略
- (59) 長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号。次号から第78号までにおいて「条例」という。）第2条第2項の規定による乙種漁港施設に関する資料の提出の要求又は勧告に関する事。
- (60)～(80) 略
- (81) 建築基準法（昭和25年法律第201号。次号から第91号までにおいて「法」という。）第7条の6、第18条、第87条の4及び第88条の規定による検査済証の交付を受けるまでの建築物等の仮使用の認定に関する事。
- (82)～(91) 略
- (92) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条

略

土木関係事項

- (1) 略
- (2) 長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。次号から第11号までにおいて「条例」という。）第5条及び第6条第3項の規定による許可及び第9条第3項の規定による許可の期間の更新に関する事。
- (3)～(10) 略
- (11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。次号から第20号までにおいて「法」という。）第62条第1項の規定による審議会の招集に関する事（付議事項を除く。）。
- (12)～(19) 略
- (20) 道路法（昭和27年法律第180号。次号から第28号までにおいて「法」という。）第24条の規定による道路管理者以外の者の行なう工事の施行承認に関する事。
- (21)～(27) 略
- (28) 港湾法（昭和25年法律第218号。以下この号から第35号までにおいて「法」という。）第37条及び第56条の規定による港湾区域内等における工事等の許可及び協議並びにこれらの許可に伴う占用料及び土砂採取料の徴収に関する事。ただし、工事の費用を国が負担し、又は補助した新設に係るもので、法第46条の規定による認可若しくは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による承認を要するものにあつては、それらの手続を経たものに限る。
- (29)～(34) 略
- (35) 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下次号から第49号までにおいて「条例」という。）第5条、第7条第2項、第10条及び第20条の規定による許可に関する事。
- (36)～(47) 略
- (48) 海岸法（次号から第54号までにおいて「法」という。）第7条及び第37条の4の規定による占用の許可に関する事。
- (49)～(53) 略
- (54) 長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号。次号から第60号までにおいて「条例」という。）第3条第1項及び第2項の規定による占用又は採取の許可及び変更の許可に関する事。
- (55)～(58) 略
- (59) 長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号。次号から第80号までにおいて「条例」という。）第2条第2項の規定による乙種漁港施設に関する資料の提出の要求又は勧告に関する事。
- (60)～(80) 略
- (81) 建築基準法（昭和25年法律第201号。次号から第93号までにおいて「法」という。）第7条の6、第18条、第87条の4及び第88条の規定による検査済証の交付を受けるまでの建築物等の仮使用の認定に関する事。
- (82)～(91) 略
- (92) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条

の12第11項の規定による認定に関すること。

(93) 長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号。次号から第100号までにおいて「条例」という。）第17条の規定による制限の緩和に関すること。

(94)～(100) 略

(101) 建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号。次号から第107号までにおいて「細則」という。）第10条ただし書の規定による聴取の期日に欠席することの承認に関すること。

(102)～(107) 略

(108) 都市計画法（次号から第117号までにおいて「法」という。）第29条の規定による開発行為の許可、第34条の2の規定による協議及び第35条の2の規定による開発変更の許可に関すること（面積が1万平方メートル未満の土地に係るもの及びその変更後の面積が1万2,000平方メートルを超えない土地に係るものに限る。次号から第114号まで及び第116号において同じ。）。

(109)～(120) 略

(121) 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号。次号から第126号までにおいて「条例」という。）第13条第1項ただし書の規定による認定に関すること。

(122)～(128) 略

(129) 長崎県県営空港条例（昭和38年長崎県条例第10号。次号から第140号までにおいて「条例」という。）第2条及び第3条の規定による運用時間の変更に関すること及び使用許可並びに届出の受理に関すること。

(130)～(140) 略

(141) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。次号から第151号までにおいて「法」という。）第10条第1項の規定による特定開発行為の許可に関すること（面積が1万平方メートル未満の土地に係るものに限る。次号から第150号までにおいて同じ。）。

(142)～(151) 略

(152) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。次号及び第154号において「法」という。）第4条、第10条及び第11条の規定による占用の許可及び協議に関すること。

(153)～(156) 略

(157) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下この号から第170号までにおいて「法」という。）第28条の規定による国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関すること。

(158)～(170) 略

(171) 景観法（平成16年法律第110号。以下この号から第174号までにおいて「法」という。）第16条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による変更届出に関すること（法第16条第1項第3号に規定する開発行為（面積が1万平方メートル以上の土地に係るものに限る。）及び第4号に規定する行為に係るものを除く。次号及び第182号において同じ。）。

(172)～(176) 略

の12第6項の規定による認定に関すること。

(93) 長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号。次号から第101号までにおいて「条例」という。）第17条の規定による制限の緩和に関すること。

(94)～(100) 略

(101) 建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号。次号から第108号までにおいて「細則」という。）第10条ただし書の規定による聴取の期日に欠席することの承認に関すること。

(102)～(107) 略

(108) 都市計画法（次号から第118号までにおいて「法」という。）第29条の規定による開発行為の許可、第34条の2の規定による協議及び第35条の2の規定による開発変更の許可に関すること（面積が1万平方メートル未満の土地に係るもの及びその変更後の面積が1万2,000平方メートルを超えない土地に係るものに限る。次号から第114号まで及び第116号において同じ。）。

(109)～(120) 略

(121) 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号。次号から第135号までにおいて「条例」という。）第13条第1項ただし書の規定による認定に関すること。

(122)～(128) 略

(129) 長崎県県営空港条例（昭和38年長崎県条例第10号。次号から第149号までにおいて「条例」という。）第2条及び第3条の規定による運用時間の変更に関すること及び使用許可並びに届出の受理に関すること。

(130)～(140) 略

(141) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。次号から第160号までにおいて「法」という。）第10条第1項の規定による特定開発行為の許可に関すること（面積が1万平方メートル未満の土地に係るものに限る。次号から第159号までにおいて同じ。）。

(142)～(151) 略

(152) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。次号及び第163号において「法」という。）第4条、第10条及び第11条の規定による占用の許可及び協議に関すること。

(153)～(156) 略

(157) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下この号から第179号までにおいて「法」という。）第28条の規定による国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関すること。

(158)～(170) 略

(171) 景観法（平成16年法律第110号。以下この号から第183号までにおいて「法」という。）第16条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による変更届出に関すること（法第16条第1項第3号に規定する開発行為（面積が1万平方メートル以上の土地に係るものに限る。）及び第4号に規定する行為に係るものを除く。次号及び第182号において同じ。）。

(172)～(176) 略

(177) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。次号から第191号までにおいて「法」という。）第7条の規定による建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項についての必要な指導及び助言に関すること。

(178) 法第11条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

(179) 法第12条の規定による国、都道府県又は建築主事を置く市町村に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

(180) 削除

(181) 法第15条の規定による特定建築物に係る報告、検査等に関すること。

(182)から(184)まで 削除

(185) 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。

(186) 法第30条第3項の規定による建築主事への通知に関すること。

(187) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関すること。

(188) 法第32条の規定による認定建築主に対する報告の徴収に関すること。

(189)から(191)まで 削除

(192) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。次号及び第194号において「法」という。）第5条第1項の規定による浄化槽設置等の届出の受理に関すること。

(193)～(197) 略

（振興局長の委任事項）

第3条 次に掲げる事項の処理は、振興局長（五島振興局長、杵岐振興局長及び対馬振興局長を除く。）に委任する。ただし、長崎振興局長、県央振興局長及び島原振興局長にあっては、第1号から第5号までを除く。

(1)～(5) 略

(6) 長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号。次号から第13号までにおいて「条例」という。）第3条の規定による許可に関すること。

(7)～(14) 略

(15) 都市公園法（昭和31年法律第79号。次号及び第17号において「法」という。）第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定による許可に関すること。

(16)及び(17) 略

(177) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。次号から第201号までにおいて「法」という。）第8条の規定による建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項についての必要な指導及び助言に関すること。

(178) 法第12条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

(179) 法第13条の規定による国、都道府県又は建築主事を置く市町村（第192号において「国等」という。）に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

(180) 法第16条の規定による住宅部分に係る指示、措置命令等に関すること。

(181) 法第17条の規定による特定建築物に係る報告、検査等に関すること。

(182) 法第19条の規定による建築物の建築に関する届出、指示等に関すること。

(183) 法第20条の規定による国等の建築物の建築に関する通知、協議の求めに関すること。

(184) 法第21条の規定による建築物に係る報告、検査等に関すること。

(185) 法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。

(186) 法第35条第3項の規定による建築主事への通知に関すること。

(187) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関すること。

(188) 法第37条の規定による認定建築主に対する報告の徴収に関すること。

(189) 法第41条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関すること。

(190) 法第42条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消しに関すること。

(191) 法第43条第1項の規定による基準適合認定建築物に係る報告、検査等に関すること。

(192) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。次号から第203号までにおいて「法」という。）第5条第1項の規定による浄化槽設置等の届出の受理に関すること。

(193)～(197) 略

（振興局長の委任事項）

第3条 次に掲げる事項の処理は、振興局長（五島振興局長、杵岐振興局長及び対馬振興局長を除く。）に委任する。ただし、長崎振興局長、県央振興局長及び島原振興局長にあっては、第1号から第5号までを除く。

(1)～(5) 略

(6) 長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号。次号から第17号までにおいて「条例」という。）第3条の規定による許可に関すること。

(7)～(14) 略

(15) 都市公園法（昭和31年法律第79号。次号及び第21号において「法」という。）第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定による許可に関すること。

(16)及び(17) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト